様式２（愛知県情報セキュリティポリシー第２９条関係）

　年　　月　　日

情報端末等持ち込み使用管理票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　長 | 部　　長 | 課 室 長 |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 持ち込み使用する者の所属 |  |
| 持ち込み使用する者の職・氏名 |  |
| 持ち込み使用する情報端末□パソコン　□モバイル機器　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 持ち込み使用する記録媒体□USBメモリ　　□その他（　　　　　） |
| 　メーカー・機種名等（　　　　　　　　　　　） | 　メーカー・機種名等（　　　　　　　） |
| 作業を行う前に不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを実施する。 | はい・いいえ |
| ファイル共有ソフトウェアが導入されていないことを確認する。 | はい・いいえ |
| 重要性Ａの情報資産を扱わない。 | はい・いいえ |
| 業務利用する必要がなくなった場合は、業務に関係する情報を削除する。 | はい・いいえ |
| 持ち込み使用を必要とする理由（研究名等、具体的に記入すること。） |  |
| 使用期間 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| 備考 |  |

* 持ち込み使用する際は、裏面の「情報端末及び記録媒体の持ち込み使用に関する遵守事項」を必ず確認し、遵守すること。

情報端末及び記録媒体の持ち込み使用に関する遵守事項

県又は総合教育センターで配備されたもの以外の情報端末（パソコン、モバイル機器等）及び記録媒体（USBメモリ等）を持ち込み使用する場合の遵守事項は、「愛知県情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおりとする。

　○配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を原則業務に利用しないこと。ただし、利用しなければ職務の遂行に支障をきたすとして、情報端末等持ち込み使用管理票（様式２）により情報セキュリティ管理者である所長の許可を得た場合を除く。この場合、以下の安全管理措置を順守すること。

　【安全管理措置】

イ　作業を行う前に不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを実施すること。

ロ　利用するパソコンやモバイル機器にファイル共有ソフトウェアが導入されていないことを確認すること。

ハ　重要性Ａの情報資産を扱わないこと。

ニ　業務利用する必要がなくなった場合は、業務に関係する情報を削除すること。

　○配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等は、ネットワークに接続しないこと。ただし、外部委託事業者等が業務で利用する場合で、ネットワーク管理者が認めた場合及び、研修等の目的で、総合教育センター内に配備された愛知県教育情報通信ネットワーク（愛知エースネット）のアクセスポイントに接続する場合で、情報セキュリティ管理者である所長が認めた場合を除く。

○一人一台パソコンに記録媒体等を接続する場合は、別途、総務部情報政策課に利用申請を行う

必要があるため、デジタル導入担当者まで申し出ること。

【参考】愛知県情報セキュリティポリシー第２９条第２項（関係部分抜粋）

(6) 配備されたもの以外のパソコン等の使用禁止

イ　配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を原則業務に利用しないこと。

ロ　配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等は、別冊（省略）に定める場合を除き、ネットワークに接続しないこと。

ハ　情報セキュリティ管理者の許可を得て、配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を用いる場合には、次号に規定する安全管理措置を遵守すること。

(7) 配備されたもの以外のパソコン等で情報処理作業を行う際の安全管理措置

別冊（省略）に定める措置を講じること。